

21 世紀金融行動原則 取組事例提出要項

1. 取組事例の提出・公開の目的

21 世紀金融行動原則（PFA21）は、「7つの原則」の「前文」において示しているとおり、業態、規模、地域などに制約されることなく、志を同じくする金融機関が協働する出発点となることを企図している。2011 年の策定から約 10 年の蓄積を踏まえ、運営規程第 11 条に規定されている 7 つの原則に則った取組の報告並びに提出された事例の公開について見直しを行い、幅広い業態・規模・地域の金融機関同士の連携を創出するプラットフォームとして役割を果たすべく、金融機関同士並びに外部ステークホルダーとのサステナビリティ分野での連携やそれらの連携等を通じた新たなビジネス機会の創出、持続可能な社会の実現に向けて、他機関への波及を期待する事例の共有を目的とした活動へと位置付けるものとする。

2. 提出する取組事例の内容

- ・ 下記①②③のすべてに該当、かつ（ア）～（エ）のいずれかに当てはまる事例を提出すること
- ・ 特に（ア）～（ウ）に関する事例を優先的に提出すること。
 - ① 7つの原則に則った取組
 - ② 提出時に継続している取組または前年 4 月以降に実施した取組
 - ③ 21 世紀金融行動原則ウェブサイトにて公開可能な取組
- （ア）他の金融機関や事業会社、自治体、NPO 等の外部ステークホルダーと連携している事例（情報・知見の共有なども連携の取組とする）
- （イ）連携先を募集している事例や事業（上記（ア）のような取組で連携先を募集している事例や事業を記載すること）
- （ウ）他機関や地域での展開が可能、またはそれを狙っている事例
- （エ）その他自機関内の注力事例

3. 提出・更新方法

- ・ 様式 1 での提出を推奨する。ただし、様式 1 での提出が難しい場合には、署名金融機関等が行動原則に則った取組について公表をしている各種報告書等の提出に代えることができる。
- ・ 従来、事例の公開/非公開は事例ごとに選択可能だったが、取組事例の目的を踏まえ、2024 年度以降に提出する事例は全て公開とする。
- ・ 各年度に提出できる事例の件数は、「新規」「前年度より更新あり」「更新なし」をあわせ、上限 5 件、最低 1 件とする。ただし、そのうち 1 件は「新規」「前年度より更新あり」のいずれかとする。
- ・ 記入にあたっての注意事項は「取組事例の記入と提出の手引き」を参照すること。

4. 提出・更新時期

11 月末日まで（署名を行う年にあつては、可能な限り第 5 条に基づき行われる署名書式提出時）に事務局に報告するものとする。

5. 公開方法

21 世紀金融行動原則ウェブサイトにて公開。

以上